



市老連だより 11

令和 3 年 7 月 2 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

小多機の運営基準で厚労省令改正の諮問を了承 ～第 201 回社会保障審議会介護給付費分科会～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

社会保障審議会・介護給付費分科会が 25 日、持ち回りで開かれ、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」の厚生労働省令について、田村憲久厚労相から同日出された諮問の通り、改正することを了承しました。

小規模多機能型居宅介護（小多機）の利用定員等は、介護保険法および厚労省令で、全国一律の「従うべき基準」とされています。2021 年度介護報酬改定の審議報告も踏まえて、「標準基準」に見直すこととしましたが、「必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行う」としていました。

介護保険法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 11 次地方分権一括法）が 5 月 26 日に公布されたことに伴い、厚労省令についても「標準基準」に変更するなど、所要の改正を行います。

これにより、小多機の定員については、地域の実情に応じて基準よりも増減することが可能となりますが、「標準基準」は地方自治体に「合理的なもの」である説明責任を定めています。

厚労省の担当者は分科会後の記者説明で、委員から、自治体においては制度趣旨を踏まえて定員が定められていることについて、適切に判断をするようになどの意見があったとしました。その後、田中滋・社保審会長から厚労相へ答申が出されました。

今後のスケジュールは、答申後にパブリックコメントを開始し、7 月下旬まで意見の募集を行い、8 月上旬に改正省令を公布、同 26 日に第 11 次地方分権一括法と共に施行する予定です。

【詳細資料については、下記 URL をご確認ください。】

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19469.html